

平成 1 8 年

第 2 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成18年第2回志賀町議会定例会会議録

平成18年6月30日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	27番	吉島	陸男
12番	桜井	俊一	28番	長谷川	勝朗
13番	林	一夫	29番	竹内	利長
14番	萬上	俊之	30番	角花	進
15番	松浦	恒義			

(欠席議員)

26番 稲村幸雄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	柴田	一廣

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健 康 福 祉 課	笹 川 門 治
生活安全課長参事	増 田 廣 樹
商工観光課長	山 崎 脩 平
農林水産課長	山 本 政 直
建 設 課 長	田 中 正 嗣
上下水道課長	横 川 外 治
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 課 長	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	細 川 幸 男
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出 報告第 4 号ないし第 1 7 号並びに
議案第 9 1 号ないし第 1 1 2 号
(提案理由説明)
- 日程第 5 町長提出 議案第 9 2 号及び議案第 9 6 号ないし第 9 8 号
(質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は 2 9 名であります。

稲村議員より遅刻の旨の通知がございましたので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成18年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1.会期の決定

小田 芳治議長 日程に入り、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月12日までの13日間といたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます

よって、本定例会の会期は、本日から7月12日までの13日間と決定いたしました。

日程第2.会議録署名議員の指名

小田 芳治議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に

13番 林 一夫 君、

14番 萬上 俊之 君を指名いたします。

日程第3.諸般の報告

小田 芳治議長 続いて、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4.町長提出 報告第4号ないし第17号並びに

議案第91号ないし第112号

(提案理由説明)

小田 芳治議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第4号ないし第17号並び

に、議案第91号ないし第112号に対する提案理由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

本日ここに、平成18年第2回志賀町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも御多用の折りにもかかわりませず御応招を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る5月から、私は体調を崩し、医者のお勧め等もありまして、5月24日から、食道ポリープの切除手術のために東京都内の病院に入院し、25日には6時間余りの手術を受けました。手術は成功し、術後の経過も良く、本月9日には退院し、18日まで療養に専念致しておりましたが、19日には公務に復帰させていただきました。今後とも、職責全うのために尽くしてまいりたいと思いますので、議会の皆様の御理解と御支援の程よろしくお願い申し上げます。

議会の皆様には、第2回議会定例会日程を例年よりも遅く開会とさせていただいたことなど、町政執行及び議会運営に大変な御迷惑と御心配をお掛けしたことを申し訳なく思っております。今後は、会議や公式行事を優先しながら徐々に体を慣らしていき、一日でも早く元通りになりたいと思っているところであります。

さて、新「志賀町」として初めての町政懇談会を5月13日から6月3日にかけての開催を予定しておりましたが、富来地域の町政懇談会が、先月23日の熊野地区を最後に一通り終了したところであります。限られた期間、時間の中で、各地区の皆様からは、まちづくりに対する建設的な御要望、貴重な御意見を拝聴させていただきました。合併新町に対する町民の熱い思いと期待の表れと認識したところであります。

志賀地域の皆様には誠に申し訳ありませんが、今暫くお待ちいただきたいと思っております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。去る3月24日に金沢地方裁判所で2号機に係る運転差し止めの判決があり、3月27日に北陸電力は控訴しております。営業運転中の原子力発電所に対する今回の判決は、全国初めてのことであり、原子力発電所は国の安全審査において安全

性は十分に担保されているものと確信しており、判決については重大な関心を持って受け止めているところであります。

また、4月28日には、国の原子力安全委員会の耐震指針検討分科会において、「耐震設計指針の改訂に関する調査審議の報告書」の案が取りまとめられましたので、原子力安全委員会と原子力安全・保安院に対して、耐震設計指針の早期改訂とその指針に基づく志賀原子力発電所に対する安全性の再評価の実施を強く申し入れたところであります。

町としても、国の耐震指針検討分科会の審議を踏まえた状況については、東京から国の原子力安全審査を担当している部署の方に来ていただき、議会の皆様方に説明の機会を作りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、報告14件、議案22件の合わせて36件であります。以下その大要につきまして御説明申し上げます。

報告第4号ないし報告第12号は、平成17年度の各会計に係る事業費の確定及び精算等に伴う補正予算であり、3月31日付をもって専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、報告第4号、平成17年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算からそれぞれ1億4,158万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億7,131万5千円とするとともに、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

次に、報告第5号、平成17年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算にそれぞれ7,298万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,050万1千円としたものであります。

報告第6号、平成17年度志賀町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算からそれぞれ9,321万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,258万1千円としたものであります。

報告第7号、平成17年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第3号)については、歳入歳出予算からそれぞれ830万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,609万3千円としたものであります。

報告第8号、平成17年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算からそれぞれ2,335万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,877万3千円としたものであります。

報告第9号、平成17年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算からそれぞれ480万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,246万6千円としたものであります。

報告第10号、平成17年度志賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、保険事業勘定において、歳入歳出予算からそれぞれ7,989万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,821万9千円とし、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算からそれぞれ134万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ480万2千円としたものであります。

報告第11号、平成17年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算からそれぞれ844万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,470万4千円としたものであります。

報告第12号、平成17年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算からそれぞれ41万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,530万7千円としたものであります。

次に、報告第13号ないし報告第16号は、法令等の改正に伴う条例の一部改正であり、4月1日付をもって専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号、志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の改正に伴う所要の改正を行うものであり、通勤の範囲及び障害の

等級に係る規定の改正であります。

報告第14号、志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものであり、内容につきましては、個人町民税の所得割税率の見直し、定率減税の廃止、平成18年度固定資産の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整、地方たばこ税の税率引き上げなどであります。

報告第15号、志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものであり、主なものは、平成18年度から実施の個人住民税の公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置であります。

報告第16号、志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例についても、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものであり、平成18年度固定資産の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整であります。

続きまして、報告第17号、平成18年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、平成17年度において統合中学校体育館建設に係る電源立地地域対策交付金が未収となったため、決算見込に係る実質収支不足額の補てん財源として、平成18年度予算に繰上充用金を措置させていただいたものであり、歳入歳出にそれぞれ5億9,839万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億3,839万9千円としたもので、5月31日付をもって専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に議案第91号、平成18年度志賀町一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算にそれぞれ6,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ148億529万9千円とするものであります。

内容につきましては、歳出の災害復旧費に赤崎漁港海岸護岸施設の冬期風浪被災に係る災害復旧事業で6,690万円を計上し、財源として国庫補助金で4,460万円、町債で2,230万円を措置し、また、9月からの学校給食共同調理場統合に向けての電気釜の増設を行うため、426万円について予備費から予算の組み替えを行うものであります。

議案第92号、平成18年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第

1号)については、歳入歳出それぞれ5,305万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,155万9千円とするものであります。歳出では、志賀クリニックに院長及び副院長を配置することに伴う人件費等の所要の経費の計上であり、歳入で、外来費収入、受託費収入等を充てております。

議案第93号、平成18年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)については、医療情報システムの更新を行うものであり、資本的支出の建設改良費で1億5,067万5千円を追加し、資本的収入の企業債で1億5,000万円を追加するものであります。

議案第94号、志賀町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、地方自治法及び同法施行令の改正により、従来、債務負担行為により措置すべきでありました契約について、条例で規定することにより長期継続契約が可能となったことから、契約の対象及び期間を定め、条例を制定するものであります。

議案第95号、志賀町地域振興拠点施設基金条例については、アクアパーク シ・オンの改修及び設備の維持管理に要する経費に充当するための基金を創設するものであります。

議案第96号、志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、国の人事院規則の改正に伴い、これまでの午前、午後の各15分の休息時間を廃止し、お昼の休憩時間45分を1時間とするもので、これにより、通常勤務の時間を午前8時30分から午後5時30分までとし、7月1日から適用するものであります。

なお、交代制勤務等の職員については、従前のとおりであります。

議案第97号、志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、志賀クリニックの院長及び副院長の配置に伴い、医療調査研究手当の支給額の見直しを行うものであります。

医療調査研究手当につきましては、院長の額を給料月額額の100分の30から100分の50に改め、また、新たに副院長について、経験年数に応じて100分の30又は、100分の25以内とするものであります。

議案第98号は、志賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定につ

いてであります。

去る6月20日に竣工式を挙行させていただきました志賀町デイサービスセンターの管理について、期間を平成18年7月1日から平成24年3月31日までと定め、社会福祉法人 はまなす会 を指定管理者に指定するものであります。

議案第99号ないし議案第103号は、町道路線の認定についてであります。

議案第99号は、町道第4078号、尊保線の延長2,070m、議案第100号は、町道第4079号、尊保山田線の延長730m、議案第101号は、町道第4080号、和田ひなたに雛谷線の延長1,070m、議案第102号は、町道第1037号、領家住宅1号線の延長150m、議案第103号は、町道第854号、坪野滝谷線の延長400mであります。

議案第104号及び議案第105号は、旧志賀町の平成17年第3回臨時会において議決をいただきました「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更についてであり、志賀町立統合中学校建設工事のうち、校舎棟に係る請負契約の変更であります。

議案第104号は、校舎棟建築工事について、身体障害者対応のための自動ドアへの変更、壁面の汚れ防止塗料の追加等を行いたく、当初、大成・治山社 特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 北陸事業所 所長 西田幸雄、構成員 株式会社 治山社 代表取締役 奥田外世雄と、18億75万円で請負契約を締結いたしました。が、請負金額を1,470万円増額し、変更後の契約金額を18億1,545万円とするものであります。

議案第105号は、校舎棟電気工事について、学校管理体制の強化を図るため、PHSを併用した電話設備の導入を行いたく、当初、北陸電気・桜井電気 特定建設工事共同企業体 代表者 北陸電気工事株式会社 志賀営業所 所長 廣澤 衛、構成員 桜井電気工事株式会社 代表取締役 桜井英樹と1億6,747万5千円で請負契約を締結いたしました。が、請負金額を786万4,500円増額し、契約金額を1億7,533万9,500円とするものであります。

議案第106号、財産の取得については、富来中学校コンピュータ教室の機器42台を新たに購入するもので、株式会社 石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 多田和雄と1,148万7千円で購入の契約を締結するものであります。

議案第107号ないし議案第112号は、工事請負契約の締結についてであります。

議案第107号は、公共下水道富来浄化センターの敷地造成、地盤改良等を行うもので、石田工業株式会社 代表取締役 辻口光政と2億4,675万円で請負契約を締結するものであります。

議案第108号は、統合中学校建設工事の建物附帯工事、駐輪場、正門、中庭等の外構工事を行うもので、大和建设株式会社 代表取締役 池田征舟と7,875万円で請負契約を締結するものであります。

議案第109号は、町道第807号福野坪野連絡線の橋梁架け替え工事を行うもので、松谷建設株式会社 代表取締役社長 小山昌男と7,035万円で請負契約を締結するものであります。

議案第110号は、公共下水道事業中央水処理センター前処理棟の土木・建築工事について、大和建设株式会社 代表取締役 池田征舟と5,355万円で請負契約を締結するものであります。

議案第111号は、公共下水道事業中央水処理センター2系列目水処理施設のオキシデーションディッチ及び最終沈殿池の土木工事で、南建設株式会社 代表取締役 北 省一と1億3,146万円で請負契約を締結するものであります。

最後に、議案第112号は、都市計画街路 福野神代線、今市橋の架け替えに伴う仮橋の設置、現橋の撤去等を行うものであり、南建設株式会社 代表取締役 北 省一と6,237万円で請負契約を締結するものであります。

なお、今回の談合情報の入札執行の件について、簡単に報告させていただきます。

まず、今回の談合情報では、官製談合である旨指摘されましたけれど、全く身に覚えのない指摘であり、私を始めとして助役、関係職員についても

一切官製談合に関与していないことをこの場を借りて申し上げさせていただきます。さて、談合情報ですが6月19日に新聞社の取材から判明いたしました。内容は官製談合で5件の工事で、落札者が決定している旨の情報でありました。22日に入札が迫る中、この情報内容では信憑性が判断できないため、とりあえず入札を執行しその結果をみて対応することといたしました。

入札の結果、指摘のあった工事すべて談合情報どおりの落札となりましたので、契約の締結を保留しまして公正入札調査委員会に対応を諮ることといたしました。調査委員会では、調査の必要ありと判断して、業者の事情聴取など行って参りました。調査の結果、談合の事実があったとの確認が得られなかったと、そうした結論を出したわけではありますが、私もこの結論を尊重して、落札業者との契約締結をし、議会に提案することに合意をしたわけであります。

どうか今回、町が取った対応について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の談合情報にあたり志賀町が発注する工事等について、より以上公正な競争入札が行われるよう入札業務の改善、改革、こういったことを行って町民の期待にこたえていきたい。このようにも考えておりますので宜しくお願いを申し上げます。

以上、報告14件、議案22件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

小田 芳治議長 説明を終わります。

日程第5 . 町長提出 議案第92号及び議案第96号ないし第98号

(質疑、委員会付託、討論、採決)

小田 芳治議長 これより、町長から提出のあった議案のうち、第92号及び第96号ないし第98号に対する質疑を許します。

(発言なし)

- 小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
以上の各案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)
- 小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。
よって、委員会付託は省略することに決しました。
これより、各案に対する討論に入ります。
(発言なし)
- 小田 芳治議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。
これより、採決いたします。
まず、町長提出 議案第92号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)
- 小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第96号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。
(起立 28名)
- 小田 芳治議長 起立全員。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。
続いて、町長提出議案第97号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)
- 小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。
次に、町長提出議案第98号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(休 会)

小田 芳治議長 続いて、休会の件について、お諮りいたします。

議案調査等のため、7月1日から4日までの4日間は、休会いたしたい
と思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、7月1日から4日までの4日間は、休会することに決しました。

次回は、7月5日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前10時29分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

議 長 報 告

1．議長報告第9号

入札結果報告について

（平成18年3月28日 8件）

（平成18年4月18日 10件）

（平成18年4月27日 5件）

（平成18年5月16日 16件）

（平成18年6月22日 27件）

（平成18年6月27日 22件）

2．議長報告第10号

例月出納検査の監査結果報告について

（平成18年 3月24日実施分）

（平成18年 4月24日実施分）

（平成18年 5月25日実施分）

（平成18年 6月26日実施分）

3．議長報告第11号

法人の経営状況について

志賀町土地開発公社

社団法人志賀町公共施設等管理公社

有限会社フローリィ

株式会社富来観光産業振興公社

4．議長報告第12号

繰越明許費計算書について

5．議長報告第13号

陳情について

無年金定住外国人の救済措置に関する要望書